

〒 730-8701
広島県広島市中区小町 4-33

〇〇 〇〇 様

【重要】「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による買取期間満了に関する重要なお知らせ

※ご契約名義等に誤りがある場合は、右記までお申し付けください。

お問い合わせ
〒〇〇〇-〇〇〇〇
××××××××××××××××
××××××××××××××××
中国電力株式会社 △△営業所
TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

お問い合わせ等は、月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00~17:00までをお願いします。
(年末年始:12月29日から1月3日)

YYYY年MM月DD日

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
お客さまの発電設備について、以下のとおり固定価格買取制度にもとづく買取期間が満了いたしますのでお知らせいたします。買取期間満了に伴うお手続き等については、別紙をご覧ください。

【ご契約情報・買取期間満了日】 (本書作成時点の情報にもとづき記載しております。)

ご契約名義	〇〇 〇〇 様		
ご契約番号	5100-00000000-1	受電地点特定番号	0701000000001020000000
発電設備種別	太陽光	設備 I D	F999999F34
発電場所(設置場所)	広島県広島市中区小町 4-33		
最大受電電力	X.XXX kW	その他発電設備	
現在の販売先	中国電力株式会社 (一般送配電事業者)		
買取期間満了日	YYYY年MM月DD日 (YYYY年MM月検針日の前日)		

《ご参考》過去1年間の買取電力量 (kWh)

YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月
YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月

※ご契約内容の変更等により、一部買取電力量が表示されない場合がございます。表示されていない期間の買取電力量は、当社までお問い合わせください。

以上

固定価格買取制度にもとづく買取期間満了後の取扱いについて（重要）

1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間満了について

- 固定価格買取制度にもとづく買取期間^{※1}は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次満了いたします。
- 買取期間満了後の電気は、以下のような選択肢によりご利用いただけます。

選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュート等と組み合わせた自家消費の拡大

選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。

＜資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」＞

URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

（資源エネルギー庁ウェブサイトは、 でご検索いただけます。）

【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日 9:00～18:00 土日祝日・年末年始除く）

- ※1. お引越し先に設置されていた発電設備で売電されている場合、以前お住いの方が売電されていた期間も通算されます。そのため、お客さまご自身の売電期間が国の定める買取期間に満たない場合がございます。

2. 買取期間満了に伴うお手続きについて

- 一般送配電事業者としての中国電力（以下「当社」といいます。）との契約は終了しますので、新たな売電先をお選びいただき、新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申込みください。（新たな売電先については、上記の資源エネルギー庁ウェブサイト等をご参照ください）
- 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります（以下のご注意事項もご確認ください）。

【ご注意事項】

- ・買取期間満了後に売電先が不在となった場合^{※2}、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、当社系統へ連系し発電をご継続いただけますが、当社は補償（料金のお支払）を行いませんのでご注意ください。
- ・詳細は、発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕をご参照ください。

http://www.energia.co.jp/elec/seido/pdf/youkou_te_i.pdf

- ※2 買取期間満了までに売電先変更のお手続きが完了せず、一時的に買取先が不在となった場合を含みます。

- ・詳細については、当社ホームページ（<http://www.energia.co.jp/>）の「再生可能エネルギー買取制度のご案内」をご参照ください。（ホームページは、 でご検索ください。）
- ・当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問い合わせ先までご連絡ください。

【固定価格買取制度とは？】

- ・太陽光や風力発電等の再生可能エネルギー発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社買取を行う制度です。（買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）
- ・買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみなさまにご負担いただいております。